

プラスチックに関する国内外の政策動向

2025年11月4日
自動車リサイクル会議特別講演

弁護士法人イノベンティア

弁護士

町 野 静

講演の内容

- 1 プラスチック廃棄物問題に関する国際的枠組み
- 2 国内における法政策の動向
- 3 国外における法政策の動向
- 4 今後の展望

プラスチック廃棄物問題に関する国際的枠組み

プラスチックごみ問題の所在

- 海洋ごみ問題
- 循環経済への国際的な要請
- 国内資源循環に関する問題
- 気候変動に関する問題
- 化学物質問題

海洋ごみ問題

■ プラスチックごみが海洋に流出することによる影響

- 海洋生物、生態系への影響
 - 海洋生物による誤飲、窒息など
 - マイクロプラスチックによる汚染
 - 上記による生態系の破壊
- 人体への影響
 - 科学的知見は必ずしも十分ではない
- 経済的影響
 - 観光業、漁業への影響



UNEP Year Book 2014 emerging issues update
Plastic Debris in the Ocean

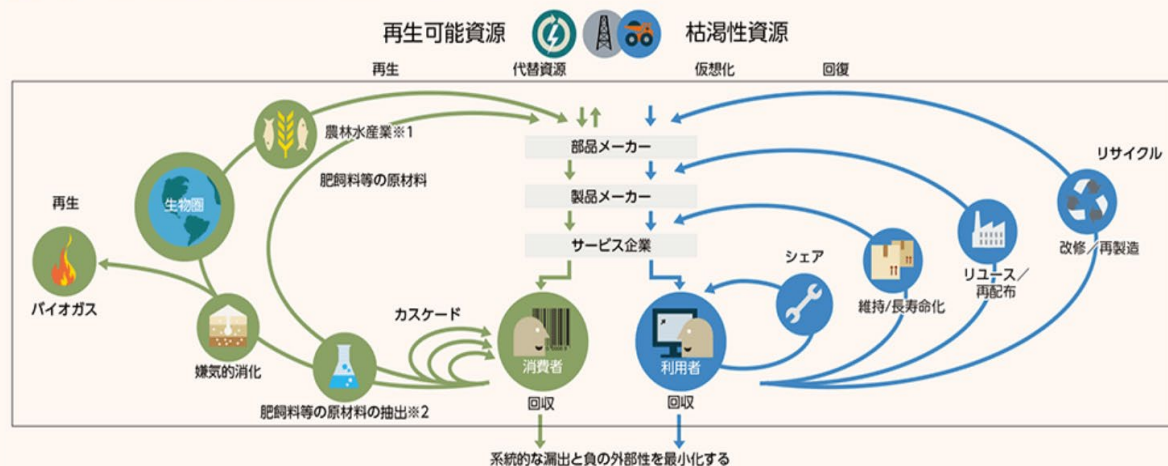


出典：UNEP YEAR BOOK (2014)p.48-49

循環型経済（サーキュラー・エコノミー）への国際的な要請

- 循環型経済とは何か？：持続可能（Sustainable）な形で資源を利用することで環境負荷を低減化しつつ価値を生み出す経済
- EUは「EU新循環経済政策パッケージ」を発行（2015年12月）。新たな産業の構築、雇用の創出を目指す

図3-1-1 EUが提案する循環経済（CE）のイメージ



注： ※1 狩猟と漁撈（ろう）

※2 収穫後と消費済の廃棄物の両方を投入として利用可能

資料：Ellen MacArthur Foundation, SUN, and McKinsey Center for Business and Environment [Drawing from Braungart & McDonough, Cradle to Cradle (C2C)] より環境省作成

出典：環境省平成28年環境白書
<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/h28/html/hj1601030301.html>

国内資源循環に関する問題

- 国内プラスチック廃棄物の排出・リサイクルの状況
 - 日本は1人当たりのプラスチック容器包装の廃棄量が多いとされる
 - ペットボトル等のプラスチックリサイクル率は高く見えるが、サーマルリサイクル（熱回収）の割合が高く、マテリアルリサイクルも中国への輸出に頼っていた状況であった
- プラスチック廃棄物の輸出の困難化
 - バーゼル条約の改正（2019年5月）
 - 汚れたプラスチックごみを輸出入の規制対象に加える
 - 中国及び東南アジア各国の廃プラ輸入規制（2018年～）
 - 日本国内の廃棄物処理施設のひっ迫
 - 環境省の通知、廃棄物処理法施行規則の改正により保管基準の緩和などが認められたが、恒常的な国内資源循環の仕組み作りが急務

気候変動に関する問題

- 「気候変動」ではなく「気候危機」といわれる深刻な地球温暖化や異常気象の発生
- 2020年よりパリ協定の枠組みがスタート
 - 日本の約束事項（2020年3月）「我が国は、2030年度に2013年度比-26%（2005年度比-25.4%）の水準にする削減目標を確実に達成することを目指す。また、我が国は、この水準にとどまることなく、中期・長期の両面で温室効果ガスの更なる削減努力を追求していく。」
 - 2020年に2050年までのカーボンニュートラルを宣言
- 石油由来のプラスチックは焼却処理により温室効果ガスを排出する

化学物質問題

- プラスチックに含まれる化学物質による人体や生物への悪影響
 - プラスチック製品のライフサイクルを通じて排出される化学物質による人体や生物への悪影響
 - UNEPがまとめた“Chemicals in Plastics”（2023）
（<https://www.unep.org/resources/report/chemicals-plastics-technical-report>）では、プラスチック含有化学物質の問題の整理と人間や生物への影響が懸念される化学物質群を特定
 - プラスチックおよびプラスチック生産に関連して 13,000以上 の化学物質が確認されており、そのうち 7,000種以上が毒性等の物性データでスクリーニングされ、さらに 3,200を超える物質が一つ以上の「懸念される物質特性（発がん性、内分泌かく乱、生殖毒性、神経毒性等）」を有するとされている
 - 科学的な知見を蓄積し、適切なリスク評価を行うことが重要

プラスチックごみ問題に関する国際的な動き

2015~条約交渉まで

時期	できごと
2015年9月	国連持続可能な開発サミット（2015年9月）でSDG s (Sustainable Development Goals) を採択
2017年6月	国連海洋会議の開催 「行動の呼びかけ」の採択により、ビニール袋や使い捨てプラスチック製品をはじめ、プラスチックとマイクロプラスチックの利用を減らすための長期的かつ本格的な戦略の実施に国連加盟国193か国が合意
2017年7月	G20ハンブルクサミットで「G20海洋ごみ行動計画（G20 Operational Framework）」を採択
2018年6月	「シャルルボワG7首脳コミュニケ」の形で海洋分野において、「G7 海洋プラスチック憲章」を承認。具体的な数値目標を設定 ※日本、米国は署名せず
2019年5月	バーゼル条約の締約国会議において、汚れたプラスチックごみを輸出入の規制対象に加える条約改正案が採択（2021年1月発効）
2019年6月	G20大阪で「大阪ブルーオーシャンビジョン」を採択 海洋プラスチックごみ対策実施枠組を策定
現在	プラスチック廃棄物に関する国際条約の締結に向けた議論

国際プラスチック条約の締約に向けた動き

条約交渉の経緯

時期	進 捗
2022年2月	国連環境総会再開セッションの決議（UNEA/14決議）、「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際約束に向けて」を採択。条約制定のための政府間交渉委員会（Intergovernmental Negotiating Committee on Plastic Pollution）を設置が決定。2024年末までの条約文書案の策定を合意
2022年11-12月	INC- 1 開催（プンタ・デル・エステ）
2023年5-6月	INC-2開催（パリ）
2023年9月	条約文書草案（ゼロドラフト）が議長案として示される
2023年11月	INC-3開催（ナイロビ） ゼロドラフトへに対する各国の意見
2024年4月	INC-4開催 条約文集成版（Completion Draft）が作成される
2024年11-12月	INC-5.1開催（釜山） 最終日に議長テキスト （ https://wedocs.unep.org/bitstream/handle/20.500.11822/46710/Chairs_Text.pdf ）が公表される（INC-5.2の議論のベース） 各国間の意見の相違が大きく合意に至らず
2025年8月	INC-5.2開催（ジュネーブ） 依然、一部の事項につき各国間の意見の隔たりが大きく、合意には至らず

国際プラスチック条約の締約に向けた動き

- 前文 (Preamble)
- 第1条 目的 (Objective)
- 第2条 定義 (Definitions)
- 第3条 プラスチック製品 (Plastic Products)
 - 条約の対象となる問題のあるプラスチックの基準
 - 審査委員会による該当プラスチック製品の審査、勧告
- 第4条 適用除外 (Exemptions)
- 第5条 プラスチック製品の設計 (Plastic Product Design)
 - 環境配慮設計のための指針
- 第6条 [供給] [持続可能な生産] ([Supply] [Sustainable Production])
 - 一次プラスチックポリマーの生産制限目標の設定とそのための各国の義務、統計データの報告
 - 本条自体を入れないことを提案する国もある

国際プラスチック条約の締約に向けた動き

- 第7条 排出及び漏洩 (Releases and leakages)
- 第8条 プラスチック廃棄物管理 (Plastic Waste Management)
 - バーゼル条約の指針を考慮した廃棄、EPR、経済的措置等
- 第9条 既存のプラスチック汚染 (Existing Plastic Pollution)
- 第10条 正当な移行 (Just Transition)
 - 誰一人取り残さないという視点の下でプラスチック産業、中小企業などの状況も考慮に入れた実施を行う
- 第11条 資金[及び資源]メカニズム
 - 本条約の目的達成のための途上国への経済的支援を定める
 - 支援を行う主体、方法等につき先進国と途上国とで意見の隔たりがある

国際プラスチック条約の締約に向けた動き

- 第12条 国際協力を含む能力構築、技術支援及び技術移転 (Capacity Building, Technical Assistance and Technology Transfer, including International Cooperation)
- 第13条 実施及び遵守 (Implementation and Compliance)
- 第14条 国別計画 (National Plan)
- 第15条 報告 (Reporting)
- 第16条 実効性評価 (Effectiveness Evaluation)
- 第17条 情報交換 (Information Exchange)
- 第18条 情報公開、普及啓発、教育及び研究 (Public Information, Awareness, Education and Research)
- 第19条 健康 (Health)
- 第20条 締約国会議 (Conference of the Parties)
- 第20条の2 補助機関 (Subsidiary Bodies)

国際プラスチック条約の締約に向けた動き

- 第21条 事務局 (Secretariat)
- 第22条 紛争解決 (Settlement of Disputes)
- 第23条 条約の改正 (Amendment of the Convention)
- 第24条 附属書の採択及び改正 (Adoption and Amendment of Annex)
- 第25条 投票権 (Right to Vote)
- 第26条 署名 (Signature)
- 第27条 批准、受諾、承認または加入 (Ratification, Acceptance, Approval or Accession)
- 第28条 効力発生 (Entry into Force)
- 第29条 留保 (Reservation)
- 第30条 撤回 (Withdrawal)
- 第31条 寄託者 (Depositary)
- 第32条 正文 (Authentic Text)

国際プラスチック条約の締約に向けた動き

■ INC-5.2においても文案の合意に至らず

- 定義、プラスチック製品の範囲、資金メカニズム、報告・実施などで意見が分かれる
 - EU、アフリカ、島嶼国等は生産制限や化学物質管理につき野心的目標を立てることを提案
 - ロシア、中東諸国、インドなどはこれに反対し環境配慮設計や廃棄物管理による対策を強調
 - 米国は特に生産規制や生産抑制に関しては反対・慎重な姿勢を示しており、交渉の主要な阻害要因の一つになったとされる
 - 日本は実務的に可能な措置や技術支援、循環経済の推進を重視する立場
- 一部条文（第31条・第32条）は法務起草グループへ送付済み

国内における法政策の動向

日本国内の取り組み及び法規制の流れ

時期	できごと
2018年6月	G7で「海洋プラスチック憲章」の承認 ※日本は署名せず
2019年5月	プラスチック資源循環戦略の策定
2019年5月	改正バーゼル条約に署名※提案は日本
2019年6月	G20大阪（2019年6月）で「大阪ブルーオーシャンビジョン」を共有、「海洋プラスチックごみ対策実施枠組」を策定
2019年12月	プラスチック製買物袋の有償提供を義務付ける容器包装リサイクル法の関連省令の改正（2020年7月施行）
2021年1月	サーキュラー・エコノミーに係るサステナブル・ファイナンス促進のための開示・対話ガイダンスの策定
2021年3月	バイオプラスチック導入ロードマップの策定
2021年6月	プラスチック資源循環促進法の制定（2022年4月施行）
2022年1月	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令等の閣議決定
2024年5月	資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化高度化法）の制定（2025年11月全面施行）
2025年5月	資源有効利用促進法改正法成立（2026年4月施行）

我が国における資源循環に関する法制度の概要



プラスチック資源循環促進法の概要



資源循環の高度化に向けた環境整備・循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行

出典：環境省ウェブサイト

プラスチック資源循環促進法の概要

- 規制法ではなく「促進法」
 - 行為の義務付け、規制をするのではなく、プラスチック資源が循環するよう「促進」をする法律
- 対象は品目ではなく「プラスチック」という素材に着目
 - プラスチック使用製品：「プラスチックが使用されている製品」（2条1項）とのみ定義
 - 大半がプラスチックでできている製品のみが対象になる訳ではない
 - プラスチックと他の素材を組み合わせた製品も対象
- 他の法律との関係
 - 廃棄物処理法の許可を不要とする枠組み
 - 容リ法の枠組みを利用した再資源化
 - 他のリサイクル法が優先して適用される場合あり
 - 家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、自動車リサイクル法

自主回収・再資源化の認定事例

認定事例（2024年3月1日付け）：日用品メーカーが生活者から回収する仕組みで初の認定

日本経済新聞

小中大 記事利用について 印刷

花王、「地上油田」獲得へ認定取得 プラ容器再生急ぐ

2024/5/27 4:00 | 日本経済新聞 電子版



神奈川県鎌倉市は洗剤などの使用済み詰め替えパックを市民から回収している（2024年4月、鎌倉市役所）

花王は洗剤などの使用済み容器を機動的に回収・再生するための「大臣認定」を国から取得した。脱炭素や使い捨て削減で、海外では再生プラスチックの使用を求める規制が相次いで導入されている。ただ、需要急増もあり、国内での再生プラ調達には困難だ。繰り返し使う前提の市場を自らつくり、競争力を高める。廃容器を良質な「地上油田」に育てるにはインフラ整備が急務だ。

大臣認定とは、プラスチック資源循環促進法（プラ新法）で設けられた制度だ。一定の基準を満たしたメーカーや小売りに、使用済み容器や製品を自ら回収し再資源化する道を開いた。花王と花王ロジスティクス（東京・墨田）は3月初旬に連名で、東京都と神奈川県で他社製品も含めた使用済み詰め替えパック（フィルム容器）を回収し再生する計画について環境省・経済産業省から認定を得た。手続きには約2年かかった。

日用品メーカーが生活者から回収するプログラムとして初めての認定取得という。埼玉県や千葉県などの首都圏、京阪神でも大臣認定の取得を目指す。

出典：日経電子版2024年5月27日

使用済み詰め替えパック（フィルム容器）を公共施設などに設置する「しげんポスト」から回収し、リサイクルする計画

再資源化高度化法の概要

基本方針の策定

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取り組を進めていく必要があることから、環境大臣は、**基本方針を策定**し公表するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
 - 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表
- ⇒ 再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- 分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル



例：使用済み紙おむつリサイクル

画像出典：太陽光発電後のリサイクル等の推進に向けたガイドライン
使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

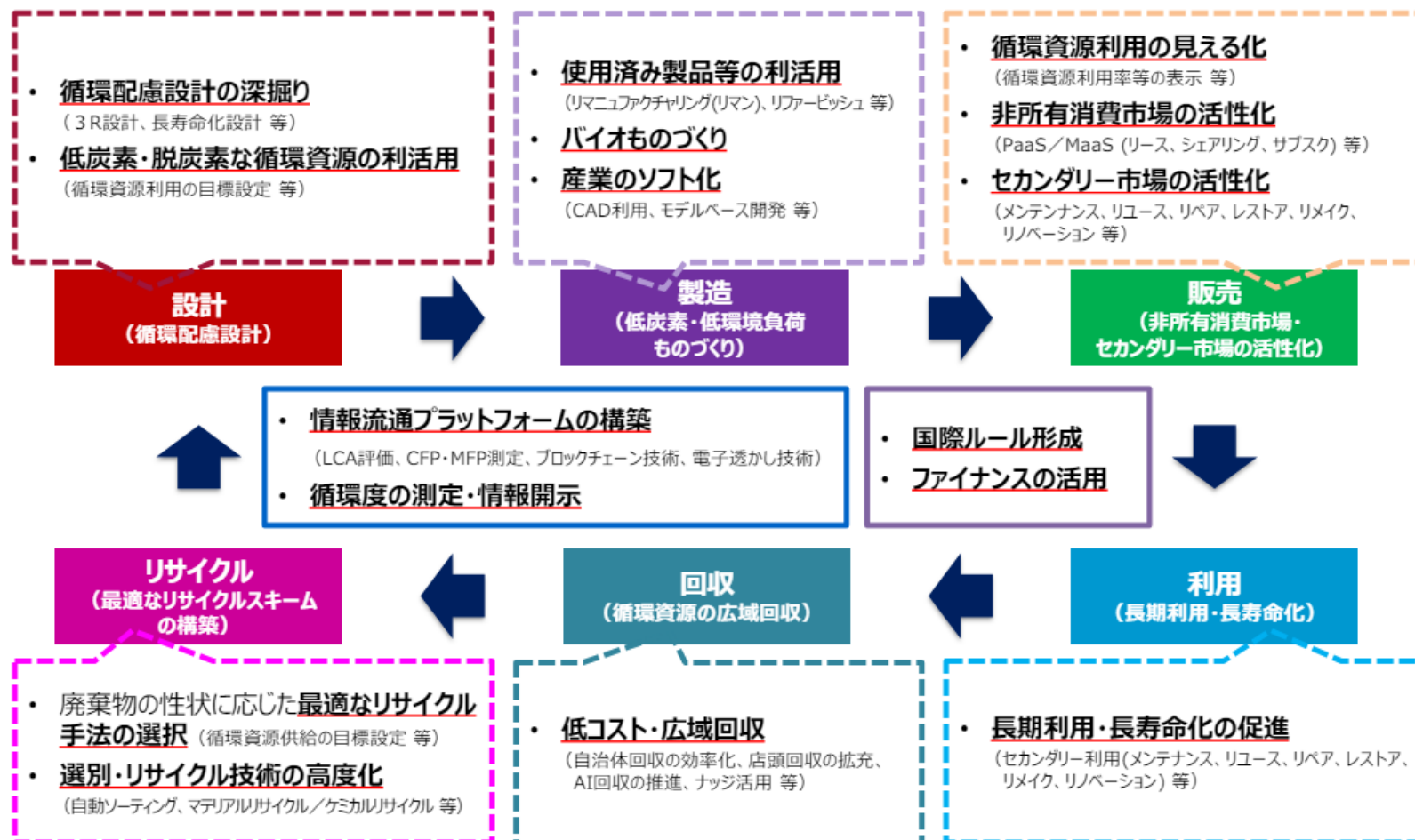
出典：再資源化高度化法概要資料（環境省）<https://www.env.go.jp/content/000208833.pdf>

再資源化高度化法の概要

- 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化高度化法）
 - 2024年5月成立
 - 資源循環を進めていくため、製造業者等が必要とする質と量の再生材が確実に供給されるよう、再資源化事業等の高度化を促進し、資源循環産業の発展を目指すことが目的
 - 概要
 - 国による基本方針の策定
 - 再資源化の促進
 - 再資源化の高度化の促進に関する判断基準の策定・公表
 - 処分量の多い産業廃棄物の再資源化の状況の報告・公表
 - 再資源化事業等の高度化の促進
 - 再資源化事業等の高度化技術につき、国の認定制度の創設認定制度
 - 事業形態の高度化、分離・回収技術の高度化、再資源化工程の高度化の3類型
 - 認定を受けると廃棄物処理法の業の許可及び施設の設置許可を受けずに再資源化が可能

資源循環法政策の見直し

ライフサイクル全体での動静脈産業の連携の理想像（イメージ）



「資源循環経済政策の現状と課題について」（令和5年9月経済産業省 産業技術環境局）
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/resource_circulation/pdf/001_05_00.pdf

資源循環法政策の見直し

- 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージの閣僚会議決定（2024年12月）
 - 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行は、廃棄物等を資源として最大限活用し、付加価値を生み出し、新たな成長につながるもの
 - 気候変動や生物多様性の保全といった環境課題の解決に加え、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力強化、経済安全保障の確保にも貢献
 - 循環型社会形成推進基本計画の下、国家戦略として政府一体となり推進
 - プラスチック関係では以下の施策が掲げられる
 - プラスチックの資源循環に資する取組の促進
 - 自動車向け再生プラスチック市場構築のための産官学コンソーシアムの形成
 - 長寿命化や再資源化の容易性の確保等に資する「環境配慮型ものづくり」等のための技術開発、実証及び商用化に係る支援
 - 2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置付けられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入

資源循環法政策の見直し

■ 成長志向型の資源自律経済戦略（2023年3月、経産省）

- 自国の資源自律性（経済安全保障を含む）、廃棄物やCO2排出等の環境問題といった課題解決の目的に加え、資源自律経済への対応の遅れは国としての成長機会を削ぎ、経済的損失に繋がるという観点から、サーキュラーエコノミーへの転換に向けた取組を進める

■ 成長志向型資源自立経済戦略の実現に向けた制度見直しに関する取りまとめ（2025年2月、経産省）

- 上記取りまとめで示された制度的措置は以下の4点（20頁）
 - 再生資源の利用義務化
 - 環境配慮設計の促進
 - G Xに必要な原材料等の再資源化促進
 - C E（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

制度見直しに関する取りまとめの紹介

再生材利用の拡大

課題

- ・ 現行制度では、メーカーの再生材利用は一部を除き努力義務
- ・ かつ、再生材利用をモニタリングする仕組みが存在せず、再生材利用の改善を促すことが困難

措置事項

- ・ 再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の作成及び定期の報告を義務付ける
- ・ 取組が著しく不十分であるときは、勧告・命令の対象とし、命令に違反した場合には罰則の対象とする

環境配慮設計の促進

課題

- ・ 現行制度では、リサイクルしやすい製品設計をすべき製品を指定、最低限守るべき基準は存在
- ・ 他方、製品設計の特に優れた製品が評価され、定期的に全体のレベルを底上げる仕掛けなし

措置事項

- ・ ライフサイクル全体の環境負荷低減を考慮した特に優れた製品設計（易解体設計、長寿命化）の認定制度を創設する
- ・ 認定製品はその旨の表示を行うことができるほか、当該製品のリサイクルを行うための設備投資への金融支援など、認定事業者に対する特例措置を講ずる

再資源化の促進

課題

- ・ 現行制度では、小型電池など一定の製品にメーカー等の回収・再資源化を義務付けているが、回収スキームが十分に構築されておらず、回収率が低い
- ・ かつ、回収・再資源化の実施状況をモニタリングする仕組みが存在しない

措置事項

- ・ 高い回収目標等を掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄物処理法の特例（適正処理の遵守を前提として業許可不要）を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与する
- ・ これにより回収の実施状況をモニタリングし、必要があれば担保措置（勧告・命令など）で回収率の改善を促すことが可能になる

CEコマースの促進

課題

- ・ 現行制度では、CEコマースへの消費者の安全・安心面の懸念を払拭し、CEコマースビジネスを健全に育成する適切な規律が存在しない

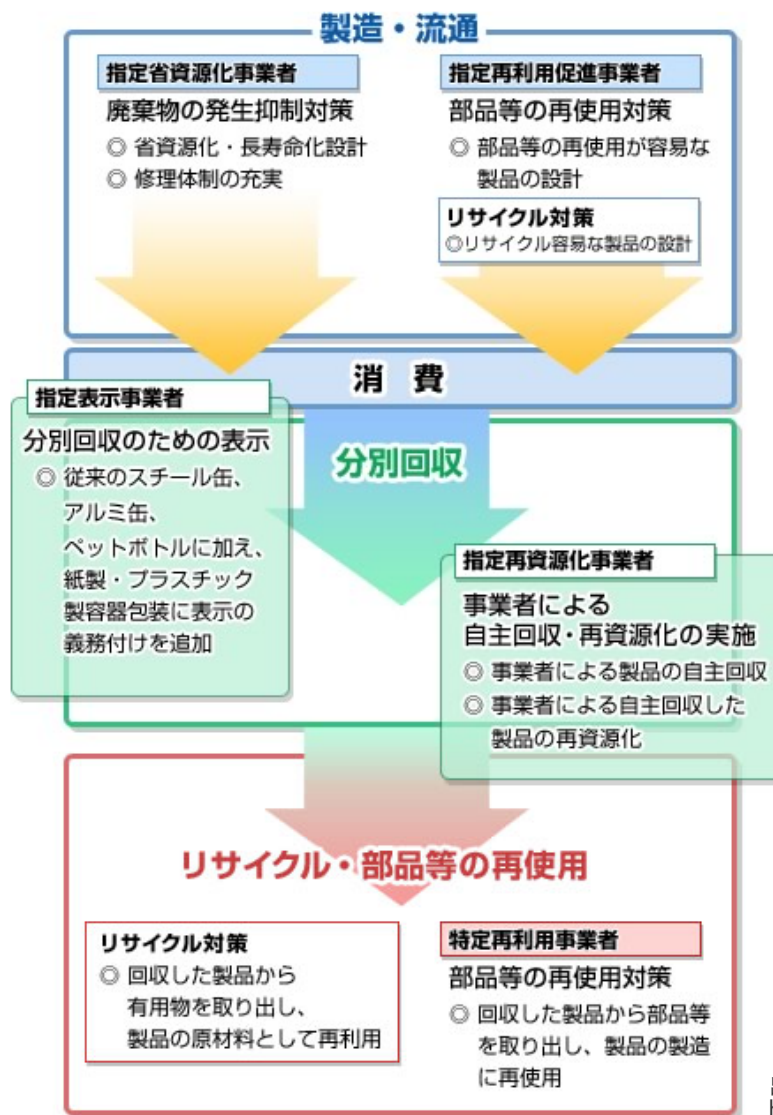
措置事項

- ・ CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、資源の有効活用や消費者の安全といった観点から満たすべきCEコマースビジネスの基準を設定する

資源有効利用促進法の概要

- 2000年に再生資源利用促進法（1991年制定）の全面改訂により「資源の有効な利用の促進に関する法律」が成立
- 目的：資源の有効な利用の確保と使用済み物品・副産品の排出抑制、再生資源・再生部品の利用促進を図る（1条参照）
- いわゆる3R促進のための対策を規定
 - ①事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、②製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）対策や、③回収した製品からの部品等の再使用（リユース）対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制（リデュース）、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目指す
 - 10業種・69品目（一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー）が対象

資源有効利用促進法の概要



事業者に対して3Rの取り組みが必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定める

出典：経済産業省ウェブサイト
https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/

資源有効利用促進法の改正

- 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立（2025年5月）
- 脱炭素成長型の経済構造への円滑な移行を推進するためGX推進法と資源有効利用促進法の2つを改正
- 資源有効利用促進法の改正ポイントは以下のとおり
 - 再生材利用の義務化
 - 環境配慮設計の促進
 - 脱炭素化に必要な原材料等の再資源化の促進
 - CEコマース（サーキュラーエコノミーコマース）の促進

資源有効利用促進法の改正

■ 再生資源の利用義務化

- 脱炭素化の促進のため、再生材の利用義務を課す製品を特定し、当該製品の製造事業者等に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付け
- GX推進機構は、当該計画の作成に関し、必要な助言を実施

■ 環境配慮設計の促進

- 特に優れた環境配慮設計の認定制度を創設
- 認定製品はその旨の表示、リサイクル投資への金融支援など、認定事業者に対する特例を措置

■ 脱炭素化に必要な原材料等の再資源化の促進

- 高い回収目標などを掲げて認定を受けたメーカー等に対し廃棄部処理法の特例を講じ、回収・再資源化のインセンティブを付与

■ CE（サーキュラーエコノミー）コマースの促進

- シェアリング等CEコマース事業者の類型を新たに位置づけ、当該事業者に対し資源の有効利用などの観点から満たすべき基準を設定

資源有効利用促進法の改正

再生材利用に関する国内の現行制度

- 資源有効利用促進法で再生資源又は再生部品の利用の責務を課している業種あり。

資源有効利用促進法の特定業種・指定製品

区分	内容	指定品目・業種
業種	特定省資源業種 (全5業種)	副産物の発生抑制が求められる業種
	特定再利用業種 (全5業種)	再生資源・再生部品 利用が求められる業種
製品	指定省資源化製品 (全19品目)	原材料使用合理化、製品長寿命化が求められる製品
	指定再利用促進製品 (全50品目)	リユース・リサイクルが容易な設計が求められる製品
	指定表示製品 (全7品目)	分別回収の促進のための表示を行うことが求められる製品
	指定再資源化製品 (全2品目)	事業者による自主回収や再資源化に取り組むことが求められる製品
	指定副産物 (全2品目)	再生資源としての利用が求められる副産物

特定再利用業種：

再生資源又は再生部品の利用が求められる業種

対象	目標・進捗他
紙製造業	古紙利用率 R4年度 66.3% (法定目標R7年度 65%)
ガラス容器製造業	カレット利用率 R4年度 74.3% (法定目標R7年度 76%)
硬質塩ビ製の管・管継手製造業	使用済塩ビ管・管継利用率 H22年度 58% (法定目標—%)
複写機製造業	部品リユース率 H17年度 2.54kg/台 (法定目標—%)
建設業	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材 再利用率 平成30年度 99.5% (法定目標—%)

出典：経済産業省「資源循環経済政策を巡る動向とそのあり方について」令和5年12月
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sangyo_gijutsu/resource_circulation/pdf/003_07_00.pdf

資源有効利用促進法の改正

■ 再生材利用の義務化

- 指定脱炭素化再生資源利用促進製品の製造等を行う事業者（「指定脱炭素化再生資源利用促進事業者」）が取り組むべき事項についての判断基準を省令で定める
 - 脱炭素化再生資源：プラスチック
 - 指定脱炭素化再生資源利用促進製品
 - 容器包装（食品（飲料PETボトル除く）・医薬品を除く）
 - 自動車（二輪車、農業機械、特殊車両等は除く）
 - 家電四品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）
- 判断基準省令は今後公表

資源有効利用促進法の改正

政令案（パブリックコメント中）

（指定脱炭素化再生資源利用促進製品等）

第四条 法第二条第十一項の政令で定める再生資源は、使用済物品等又は副産物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用することができる状態にしたプラスチックとする。

2 法第二条第十一項の政令で定める製品は、次に掲げるものとする。

一 プラスチック製容器包装（主としてプラスチック製の容器（容器であるものとして主務省令で定めるものをいう。）及び包装であって、当該容器及び包装に入れられ、若しくは当該容器及び包装で包まれた商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいい、主務省令で定めるものを除く。）

二 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車をいい、次に掲げるものを除く。）

（略）

三 ユニット形エアコンディショナ（パッケージ用のものを除く。）

四 テレビ受像機

五 電気冷蔵庫

六 電気洗濯機

資源有効利用促進法の改正

■ 指定脱炭素化再生資源利用促進事業者の義務

■ 計画の策定

- 生産量や販売量が政令で定める要件に該当する事業者が対象
 - 自動車は年間1万台が基準
- 脱炭素化再生資源の利用促進のための計画を策定して主務大臣に提出

■ 定期報告

- 計画の実施状況を毎年報告

■ 勧告・公表・命令

- 判断基準に照らして再生材利用の促進が著しく不十分な場合
- 生産量や販売量が政令で定める要件に該当する事業者が対象
 - 自動車は年間1万台が基準

他のリサイクル法の下でのプラスチックの取り扱い

■ 容器包装リサイクル法

- 家庭から排出される容器包装廃棄物（＝一般廃棄物）が対象
 - 対象品目例：アルミ・スチール缶、ガラス瓶、紙パック、段ボール、ペットボトル、食品トレイなど
- 消費者が分別排出、市区町村は分別収集、特定事業者は再商品化の義務をそれぞれ負う
- 拡大生産者責任（EPR）の考え方を導入した法律

■ 自動車リサイクル法

- 自動車製造業者、輸入業者がリサイクル義務を負う
- 対象はフロン類、エアバッグ及びシュレッターダスト（プラスチックは対象外）
- プラスチックリサイクルについては、各社の自主的取り組みのほか、資源回収インセンティブ制度の導入（2026年4月以降に本格実施予定）により回収・再資源化の促進が図られる

■ 家電リサイクル法

- いわゆる家電4品目（冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、エアコン）につき、小売業者による引取り及び製造業者等（製造業者、輸入業者）によるリサイクルが義務付けられ、消費者は収集運搬料金とリサイクル料金を支払う
 - 再商品化率が高い

■ 小型家電リサイクル法

- 家庭用の小型家電につき認定事業者に廃棄物処理法の許可なく収集運搬・処分（リサイクル）をすることを認める
 - プラスチックのリサイクルはサーマルリサイクルの割合が高い

自動車リサイクル法におけるプラスチックリサイクル

- 自動車リサイクル法でリサイクルの対象はエアバッグ、フロン類、ASRの3種類
 - プラスチックという素材に着目したリサイクルの義務付けはない
- プラスチックリサイクル促進の必要性
 - EUのELV規則（後述）
 - 自動車メーカーによる再生材利用の義務付け
 - 資源循環における「需要」の作出

 **資源回収インセンティブ制度の制定（2026年4月からスタート）**

資源回収インセンティブ制度

解体業者、破砕業者、原材料メーカー等がコンソーシアムを形成して自動車製造業者等と契約したうえで、解体業者等が使用済自動車からプラスチック・ガラスを回収した場合、ASRの減量により捻出されるリサイクル料金を原資としたインセンティブが支払われる制度

＜資源回収インセンティブ制度の概念図＞



出典：「自動車リサイクル制度の評価・検討 主な論点案（環境省・経済産業省） <https://www.env.go.jp/council/content/03recycle03/000338363.pdf>

再生材利用促進のための施策

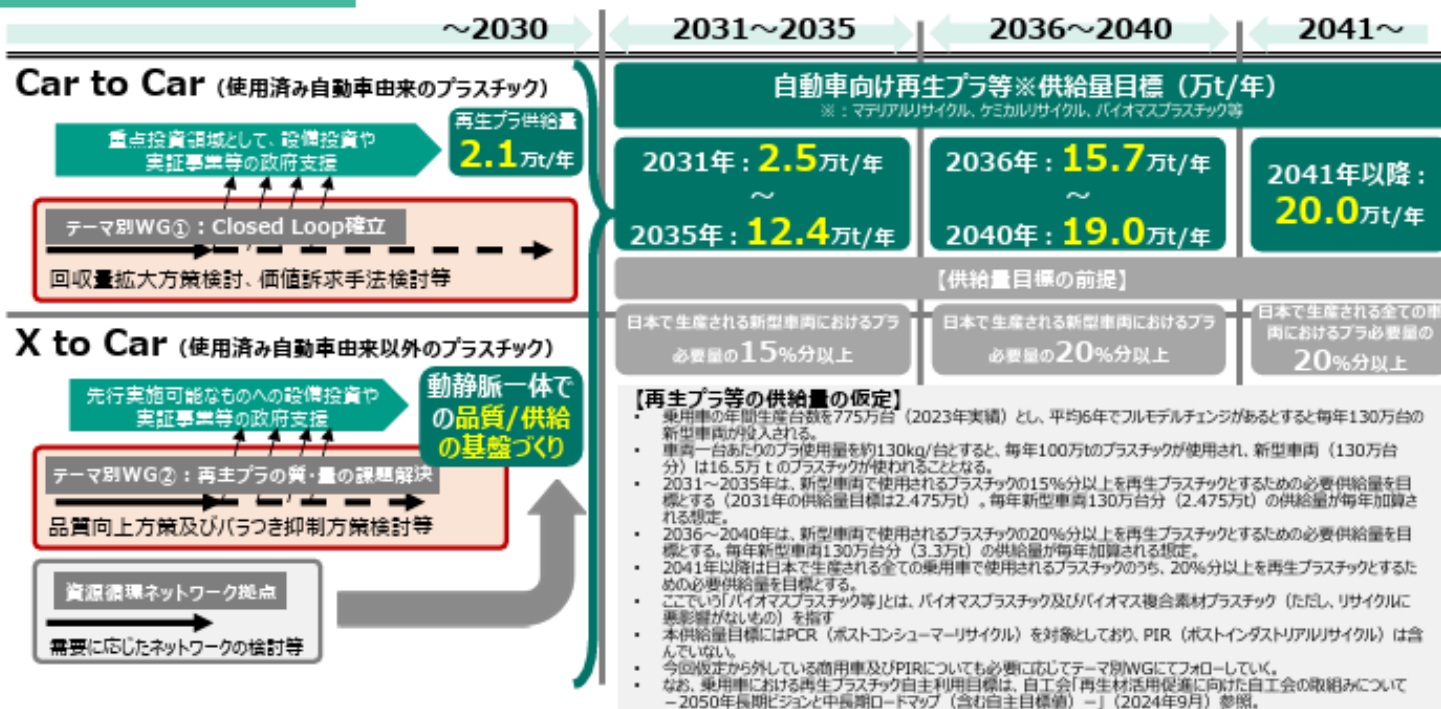
自動車向け再生プラスチック市場構築アクションプラン全体概要



「循環経済への移行」に向け、我が国独自の自動車向け再生プラ利用拡大を実現するため、これまで連携が十分でなかった自動車産業と資源循環業が一堂に会して、産官学連携コンソーシアムを立ち上げ（2024年11月）、取り組むべき課題についてアクションプランを取りまとめ、「我が国がグローバルな資源循環ビジネスを牽引する」というビジョンを共有。

アクションプラン全体概要

※産官学コンソーシアムについては、取組の進捗や国際情勢等を評価したうえで方向性を検討する。
また、目標についても、上記やプラスチック資源循環戦略等を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図ることとする。



出典：自動車向け再生プラスチック市場構築アクションプラン【概要版】（環境省）<https://www.env.go.jp/content/000302434.pdf>

国外における法政策の動向

EUの施策

- EU循環経済・政策パッケージ (Circular Economy Package)行動計画 (2015年)
 - 2030年までに加盟国各自治体処理廃棄物の65%をリサイクルする
 - 2030年までに75%の容器包装廃棄物をリサイクルする
 - 2030年までに廃棄物の埋立処分を10%まで削減 (法的義務)
 - 分別回収された廃棄物 (容器・包装など) の埋立処分を禁止
 - 「副産物」と「廃棄物の終期」ルールをさらに明確化し、再利用・再資源化を促進
 - 生産者に持続可能な製品を製造・流通するインセンティブを供与
 - 廃棄物の資源化促進のため、再生原料の品質基準を確立
 - 3つの廃棄物指令 (廃棄物指令、容器包装指令、埋立) の改正案を採択
 - プラスチックは「重点分野」の1つとして位置付けられる

EUの施策

- 「循環経済における欧州プラスチック戦略（A European Strategy for Plastics in a Circular Economy）」（2018年1月）
 - 循環経済のための施策を定める
- 「特定プラスチック製品の環境負荷低減に関する指令（Directive (EU) 2019/904 of the European Parliament and of the Council of 5 June 2019 on the reduction of the impact of certain plastic products on the environment）」（2019年6月）
 - 特定の使い捨てプラスチック の消費縮小
 - 特定のプラスチック製品等 の上市禁止
 - 使い捨てのカトラリー（ナイフ、フォーク、スプーン、箸）、皿、ストロー、マドラー、綿棒の軸、風船の棒、発泡ポリスチレン製の一部の製品（カップ、食料・飲料容器）、オキシ分解性プラスチック製品
 - 上市の際の仕様要件
 - 上市の際の消費者への情報提供のためのマーキング仕様
 - 拡大生産者責任
 - 分別収集等

EUの施策

- 包装・包装廃棄物に関する指令（Packaging & Packaging Waste Regulation, PPWR）（2024年12月発行）
 - 「製品の持続可能性の向上を目的とする循環型経済に関する政策パッケージ」（2022年3月）において規制強化が提案される
 - 加盟国に対して人口1人あたりの包装廃棄物の量を、2030年までに対2018年比で5%減、2035年までに10%減、2040年までに15%減とする拘束力のある目標を設定
 - 製造事業者、包装の供給事業者、輸入事業者、卸売・小売事業者、フルフィルメント（充填）事業者を対象とした特定の用途における包装の使用禁止
 - 包装再使用と詰め替えの促進
 - 包装材のリサイクル容易化のための基準の設定
 - プラスチック包装におけるリサイクル材の最低含有率の設定
 - 包装材別に2030年、2040年で数値を設定
 - 包装材の分別収集と再利用化の情報提供のためのラベル貼付の義務付け

E Uの施策

- 自動車設計・廃車（End-of-Life Vehicles : ELV）管理における持続可能性要件に関する規則案（2023年7月）
 - 2025年9月に欧州議会が議案を採択
 - 最終合意は2025年末から2026年と見込まれる
 - 廃車に至るまでの自動車の設計と市場での販売を包括的にカバー
 - 部品の再利用や回収を促進する車両設計の推進
 - 新車生産に必要なプラスチックの25%以上の再生プラスチックの利用（うち廃車由来25%）
 - 廃車からの有用資源の回収の増加
 - 事業者間の廃車の質を高めたリサイクルのための公正なコスト負担配分
 - 廃車由来の再生材の増産、品質・価値の向上
 - 対象となる自動車の拡大

EUの施策

ELV規則のプラスチックに関連する記述

記述箇所	概要
前文 19	- 使用済自動車由来のプラスチックのリサイクル率の低さと他形態へリサイクルする際の悪影響を考慮すると、自動車への再生プラスチックの採用を増やすことは適切である。 - そのため、新車について、再生プラスチックの含有目標を義務化すべきである。
前文 63	使用済自動車由来の再生プラスチックの利用は継続的に増やすべきであり、その需要を満たすために十分な再生プラスチックの供給を確保することが重要である。そのため、使用済自動車由来のプラスチックの 30% をリサイクルするという具体的な目標を設定する必要がある。
第 6 条	自動車の再生プラスチック含有率目標 - 本規則発効日から 72 か月後の翌月の 1 日時点で認証されている各型式に含まれるプラスチックは、使用済プラスチックからリサイクルされた再生プラスチックが重量比 25% 以上含まなければならない。 - 上記目標値のうちの 25% 以上は、使用済自動車からリサイクルしたプラスチックを利用しなければならない。 - 本規則発効日から 23 か月後の翌月の末日までに、欧州委員会は、一般廃棄物と使用済自動車それぞれから回収し自動車製造に利用する再生プラスチックの割合を計算及び検証する方法を確立し、実施法令として採択するものとする。
第 34 条	再利用・リサイクル・回収目標 - 本規則発効日から 36 か月後の翌年の 1 月 1 日より、加盟国は、廃棄物管理事業者が以下の目標を達成することを保証するものとする。 - リユースとリカバリーの合計値は、年間で電池を除く平均重量比 95% 以上とする。 - リユースとリサイクルの合計値は、年間で電池を除く平均重量比 85% 以上とする。 - 本規則発効日から 60 か月後の翌年の 1 月 1 日より、加盟国は、廃棄物管理事業者が、処理のために引き渡される車両に含まれるプラスチック総重量の 30% 以上のプラスチックをリサイクルするという年間目標を達成することを保証するものとする。

出典：三菱総合研究所「令和 5 年度自動車リサイクルにおける再生材利用拡大に向けた調査検討等委託業務 報告書」6 頁
<https://www.env.go.jp/content/000315009.pdf>

中国の施策

- 一部プラスチック製品の上市禁止
 - レジ袋、ストロー等
- 再生材の使用拡大に向けた動き
 - 「廃棄物リサイクルシステム構築加速に関する指導意見」（2024年、国務院）
 - 再生資源の年間利用量を約4.5億トンとする目標を掲げる
 - プラスチック製品の標準化
 - 「プラスチック製品表示に関する国家標準」（2025年4月施行）
 - 業界団体による標準化案の策定
 - 再生プラスチックの標準化
 - 「プラスチック-再生プラスチック使用制限物質の限量要求」（2025年6月施行）

その他アジア諸国

■ インド

- プラスチック廃棄物管理規則による規制
 - 使い捨てプラスチック製品（ストロー、食器、カップなどの特定19品目）の上市禁止
 - プラスチック製キャリーバックの厚みの規制
 - プラスチック製シートの厚みの規制
 - 生産者、輸入者によるEPR目標やリサイクル目標の設定
- 州レベルでの規制

■ 韓国

- 2030年に使い捨てビニール袋の使用・販売を全ての業種で禁止、バイオプラスチックへの切り替え
- 再生プラスチック使用の義務化（2021年～）
 - 2030年には再生素材の使用率が30%となるよう段階的に義務化基準を設定
- ペットボトル等の回収強化
- 使い捨てカップのデポジット制度

まとめ・今後の展望

■ 国内の動向

- プラスチック資源循環促進法は施行から3年が経過し、認定事例も増えてきている
- 動静脈連携の目的の下に再生材利用促進を始めとする新たな法対応が進んでいる
 - 直近の動きとしては、再資源化高度化法の制定や資源循環促進法の改正がある
 - 自動車業界も資源循環インセンティブ制度などによるプラスチックリサイクルの取組が進んでいる
 - 他のリサイクル法の下でもプラスチックのリサイクルは課題

■ 国際的動向

- プラスチック条約は未だ合意に至らないが、批准・発行した場合には国内法に影響
- EUは再生材利用の義務化を始めとする様々な施策を採っており、日本企業への影響も大きい
- アジア諸国でもプラスチックの使用抑制、再生プラの使用義務化などの方向に動いている

Thank you for your attention
最後までご清聴ありがとうございました



町 野 静

(弁護士・ニューヨーク州弁護士)

弁護士法人イノベンティア | パートナー

shizu.machino@innoventier.com

慶応義塾大学法学部法律学科卒、慶応義塾大学法科大学院及びデューク大学ロースクール修了。2007年より弁護士。2017年10月より慶応義塾大学非常勤講師（環境法）。2019年1月より、弁護士法人イノベンティアパートナー。2021年4月より第一東京弁護士会環境保全対策委員会副委員長。専門は、知的財産法、環境法、国際取引。



弁護士法人イノベンティア

東京事務所

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1有楽町電気ビル北館14階
TEL: 03-6261-6581 (代表)

大阪事務所

〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田2-4-9 ブリーゼタワー12階
TEL: 06-6346-7580 (代表)

<https://innoventier.com>